

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 実施するいじめ対策事業を予算化せず予備費で措置、違法では

質問要旨

先日、フランスを代表するル・フィガロ紙が日本のいじめ問題に関する記事を掲載した。その中で小平市のいじめ・体罰事案も取り上げられている。市の対応問題が国内だけでなく国外からも注目を集め、日本の恥ともいえる事態を招いている。

いじめ問題について散々追及してきたが、市教育委員会(以下、市教委と言う)は最終的に対応してくれることもある。一方で呆れかえるのは市長の対応だ。いじめ問題は市教委へ任せているようなことを言い無関心を貫いてきた市長が、市教委からのいじめ対策費用約 40 万円の予算要望を拒否している。特に本年度予算においては、請願等を受けた形で市教委が予算要望をしたいいじめ重大事態調査報告書作成の事業を、市長は予備費で措置するように指示した。市長は私や市教委への嫌がらせのため拒否しているのではとも想像してしまうが、考えてみると、これは地方自治法違反ではないか。

地方自治法第 210 条(総計予算主義の原則)には「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」とあり、また同法第 217 条(予備費)第 1 項には「予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。」とある。つまり、予備費というのは予算外の支出又は予算超過の支出にのみ充てることができ、それ以外の支出は予算に編入しなければならない。もし確定した事業を予備費で措置することが許されてしまえば、支出の詳細を隠したい事業はすべて予備費措置すればよいこととなり、総計予算主義の原則に反して公正性や透明性は著しく低下する。そのようなことを許さないために、この条文が設けられているはずだ。

つまり、本年度実施するいじめ重大事態調査報告書作成の事業は、予算外の支出又は予算超過の支出ではないことから、予算に編入しなければならない。しかしそれをしていないため、地方自治法違反となるのではないか。

以上の理由により、以下質問する。

1. 市教委が約 43 万円の予算要望をし、実施が確定してほぼ確実に費用が発生するいじめ重大事態調査報告書の作成に関わる事業について、市長は予算計上せず予備費での対応を指示した。これは地方自治法第 210 条や第 217 条に違反しており違法行為と考えるが、市の見解は。
2. 1で示した事業以外にも、実施の可能性が高い事業について予備費対応しているものはほかに何件あるか。また主なものは具体的に何か。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 7 年 5 月 22 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 】

27	26	25	24